



2022年5月27日

各位

会社名 北海道瓦斯株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大槻 博  
(コード：9534、東証プライム・札証)  
問合せ先 常務執行役員 総務人事部長  
八木 渉  
(TEL. 011-792-8301)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第176回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 株主総会の運営の柔軟性を確保するため、株主総会の招集権者および議長を、取締役会長または取締役社長に変更するものです。
- (2) 2019年の会社法改正に伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものです。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。
- (3) 株主総会における議決権の不統一行使に関する事前通知の様式について、電磁的方法等による通知を可能とすべく、書面に限定した当該内容を削除するものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりです。



(下線部分は変更部分を指します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提出したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>(議決権の代理行使等)</p> <p>第 17 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長のいずれにも</u>事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 本会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 本会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使等)</p> <p>第 17 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</p>

<p><u>2. 会社法第 313 条第 2 項に定める議決権の不統一行使の通知方法は、書面により行うこととする。</u></p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p>	<p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
----------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2022 年 6 月 24 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 (予定)	2022 年 6 月 24 日 (金曜日)

以 上